（車枠及び車体）

第十五条　（略）

2～42　（略）

43　次に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第八項及び第百条第八項の規定中「協定規則第137号」とあるのは「協定規則第137号第３改訂版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（運転者席）

第十八条の二　平成三十年十月三十一日以前に製作された自動車（平成二十八年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第二十七条第一項第一号、第百五条第一項第一号ロ及び第百八十三条第一項第一号ロの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第千百号）による改正前の細目告示第二十七条第一号、第百五条第一項第二号及び第百八十三条第一項第二号の規定に適合するものであればよい。

2　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トン以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に限る。）については、細目告示第二十七条第一項第一号、第百五条第一項第一号及び第二号並びに第百八十三条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第七百十三号）による改正前の細目告示第二十七条第一号及び第二号、第百五条第一項第一号及び第二号並びに第百八十三条第一項第一号及び第二号の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第二十七条第一号中「協定規則第125号」とあるのは「協定規則第125号改訂版補足第２改訂版」と読み替える。

一～三　（略）

3　貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第一項第一号、第百五条第一項第一号及び第百八十三条第一項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の

（車枠及び車体）

第十五条　（略）

2～42　（略）

（新設）

（運転者席）

第十八条の二　平成三十年十月三十一日以前に製作された自動車（平成二十八年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第二十七条第一項第一号、第百五条第一項第一号ロ及び第百八十三条第一項第一号ロの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第千百号）による改正前の細目告示第二十七条第一号、第百五条第一項第二号及び第百八十三条第一項第二号の規定に適合するものであればよい。

2　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに牽被引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トン以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に限る。）については、細目告示第二十七条第一号、第百五条第一項第一号及び第二号並びに第百八十三条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第七百十三号）による改正前の細目告示第二十七条第一号及び第二号、第百五条第一項第一号及び第二号並びに第百八十三条第一項第一号及び第二号の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第二十七条第一号中「協定規則第125号」とあるのは「協定規則第125号改訂版補足第２改訂版」と読み替える。

一～三　（略）

3　貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第一項第一号、第百五条第一項第一号及び第百八十三条第一項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を